

※この資料は現時点（R6.3.4）のものであり、
今後、変更する可能性があります

令和6年能登半島地震による 被災された農家の皆様への支援について

令和6年3月
石川県農林水産部

令和6年能登半島地震により被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

地震により、今年の営農に不安をお持ちのことと思いますが、農林水産業の復興なくして能登の復興はありません。

この資料は、被災された農家の皆様が、営農開始に意欲を持って取り組んでいただけるよう、様々な支援策を盛り込んでいます。

ご不明な点がございましたら、相談窓口までお問い合わせください。

《石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口》

※最寄りの窓口までご連絡ください。

○設置場所

- ・JAのと本店（鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地） 0120-338-250
- ・JA内浦町営農経済課（鳳珠郡能登町字行延260） 0120-338-560
- ・JA能登わかば本店（七尾市矢田新町イ部6番地7） 0120-338-570

※3/11から旧徳田支店（七尾市国下町チ部1番地5）に変更

- ・JA志賀本店（羽咋郡志賀町末吉新保向1番地） 0120-338-720
- ・石川県珠洲農林事務所（珠洲市野々江町シ-32） 0120-338-760
- ・石川県農業会館 0120-338-633

○受付時間

9:00~17:00 土日・祝日も電話により対応

※ご希望者には対面によるご相談にも対応（予約制）

目 次

○ 農 家

<基盤の復旧>

- 1 農地や水路等に関するお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 パイプライン等目視で確認できない施設を点検したい・・ 3
- 3 地震で被害を受けた農地・農業用施設を復旧したい・・ 5
- 4 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい・・ 6
- 5 津波による塩害が心配される水田を除塩したい・・・・・ 9
- 6 農地・農業用施設の復旧とあわせ、農地集積や区画拡大
したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7 水路等の復旧とあわせ、被災していない水路、農業用
ため池の取水施設等も整備したい・・・・・・・・・・・・ 11
- 8 被災した鳥獣被害防止柵を設置し直したい・・・・・・・・ 12
- 9 地域ぐるみで今年の営農に取り組みたい・・・・・・・・・・ 13

<運転資金・雇用関係>

- 10 既往債務の負担軽減や運転資金を借りたい・・・・・・・・ 14
- 11 収入保険・農業共済の支払金が早急に欲しい・・・・・・・・ 15
- 12 営農を再開するまでの間、働く場がほしい・・・・・・・・ 16
- 13 被災した農家を一時的に雇用したい・・・・・・・・・・・・ 17
- 14 被災した農家が、従業員の雇用を維持したい・・・・・・・・ 18

<機械・施設の修理・再取得>

- 15 被災した農業用機械を修理・再取得したい・・・・・・・・ 19
- 16 被災した格納庫やハウス等を修理・再整備したい・・・・・ 22
- 17 被災した農産加工・販売施設等の修理・再整備をしたい・ 23
- 18 機械・施設の復旧資金を借りたい・・・・・・・・・・・・・・ 24

＜作付けに関すること＞

- 19 水稲や園芸品目の作付けを継続したい・・・・・・・・・・ 25
- 20 水稲から他の品目に作付を転換したい・・・・・・・・・・ 26
- 21 水稲から園芸品目に転換したい・・・・・・・・・・ 28
- 22 果樹の作付を継続したい・・・・・・・・・・ 29
- 23 断水に伴い育苗や防除用の上水を運搬、貯水・供給
したい・・・・・・・・・・ 30

○ J A、団体等

- 24 被災した共同利用施設を修理、再整備したい・・・・・・・・ 31
- 25 他のJ Aで育苗した苗を被災地へ輸送したい・・・・・・・・ 34
- 26 土地改良施設整備時の償還金利息を軽減したい・・・・・・・・ 35
- 27 被災した土地改良区の業務運営体制の再構築を図りたい・ 36

○ その他

- 28 なりわい再建支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

生産組合（農家）の皆さまへ

令和6年能登半島地震 あなたの農地 大丈夫ですか？ お聞かせください

令和6年能登半島地震により、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された全ての方々にお見舞い申し上げます。

一日も早い営農の再開に向けて、生産組合（農家）の皆様には、可能な限り、農地の状況等を点検いただき、異常がある場合は、その状況をお知らせいただくようお願いいたします。なお、点検される場合は、安全確保を最優先にお願いいたします。

○お知らせいただきたい内容

- ・ **農地・農業用施設（水路、農道、ポンプ、ため池等）の被災状況（場所と状況）**

（連絡先） ○○農林総合事務所 土地改良部

（電話） ○○○-○○○-○○○○

※お寄せいただいた情報は市町の担当者と共有させていただきます。

被災状況の確認ポイント

農地

- 田面にひび割れ
- 水がたまらない
- 畦にひび割れ、崩れ



水路

- 水路にズレ
- 土砂等による水路のつまり



農道

- 路面にひび割れ、穴
- 道路の崩れ



その他お気づきの点

※お気づきの点を自由に記入願います。

2 パイプライン等目視で確認できない施設を点検したい

今年の営農開始に向けて、目視で確認できないパイプライン、ポンプの点検を実施したい方は、点検にかかる電気代等の経費について、市町へ申請すれば補助が出ますので、市町、土地改良区へご相談下さい。

1 支援内容

(1) 対象施設

- ・パイプライン等目視点検できない農業水利施設
- ・パイプライン等の点検のために必要なポンプ、ラバーゲート等の取水施設

※個人所有のポンプは、対象になりません。

※水利組合等が所有管理する施設は、市町、土地改良区が事業主体となることで補助されます。

(2) 支援対象経費

- ・地震発生後、緊急的に行った点検、調査及び通水試験等にかかる経費

(例) ポンプの電気代、ポンプメーカーが行う点検費、試験の委託費 等

×助成対象にならないもの (例)

- ・市町、土地改良区等の管理者自ら行った点検時の人件費
- ・多面的機能支払交付金の対象とした経費

2 必要書類

点検にかかる請求書、作業リスト、作業写真

3 点検にかかる農家負担

なし (国定額)

事業名：農業用施設緊急点検事業【県】
農業水路等・長寿命化減災事業【国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

パイプライン点検作業写真 例



ポンプの運転状況



ポンプ点検状況



弁の動作確認状況

3 地震で被害を受けた農地・農業用施設を復旧したい

現在、被災箇所については、県、市町、土地改良区等で確認を行っていますが、被災を確認した場合は、管轄する県農林総合事務所、または市町、土地改良区へお知らせをお願いします。（別添チラシ）

その際に、集落名（どこの田んぼ、水路か）被災の状況（田面がひび割れしているのか、畦畔崩れているのか、水路が詰まっているかなど）もお知らせいただくと、県、市町、土地改良区と情報共有がなされ、速やかな復旧工事につながります。

1 支援内容

1 箇所の復旧工事費が40万円以上の農地や水路、パイプライン等の被害の復旧工事費及び用水・排水を応急的に手当てするための工事費

- ・農地：田、畑、牧草地
- ・農業用施設：水路、パイプライン、農道、ため池、頭首工、用排水機場
 - ※農地：現に耕作している、また休耕していても管理していれば対象です
 - ※農業用施設：関係受益者が2人以上の施設

2 復旧工事の実施主体

市町、土地改良区

3 復旧工事にかかる農家の負担割合

農地 : 0% ~ 10%

農業用施設 : 0% ~ 3%

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：農地・農業用施設災害復旧事業【県・国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

4 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ①

(多面的機能支払交付金 対象地区)

1 支援内容

(1) 対象施設

多面的機能支払交付金を活用している活動組織（農家等の組織する団体）が活動計画書に位置付けて保全管理する区域内的の農地や農業用施設（水路・農道・ため池等）

(2) 支援対象経費

農家等による被災1か所あたり40万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費等）

※地区内に40万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

2 支援対象者

多面的機能支払交付金の活動組織

3 支援対象者の負担割合

負担なし（国1/2、県1/4、市町1/4）

※ 取組面積に応じた交付額の範囲内で地元負担なし

4 必要書類

領収書等の支払関係書類

事業名：多面的機能支払事業【県】
多面的機能支払交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

4 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ②

(中山間地域等直接支払交付金 対象地区)

1 支援内容

(1) 対象施設

中山間地域等直接支払制度を活用している集落協定組織（農家等の組織する団体）が協定書に位置付けて保全管理する区域内的の農地や農業用施設（水路・農道・ため池 等）及び共同利用施設（活動組織が運営する倉庫や直売所）

(2) 支援対象経費

農家等による被災1か所あたり40万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に40万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

2 支援対象者

中山間地域等直接支払交付金の活動組織

3 支援対象者の負担割合

負担なし（国1/2、県1/4、市町1/4）

※ 取組面積に応じた交付額の範囲内で地元負担なし

4 必要書類

領収書等の支払関係書類

事業名：中山間地域等直接支払事業【県】
中山間地域等直接支払交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

4 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ③

(多面的機能、中山間支払の対象外の地域)

1 支援内容

(1) 対象施設

農地や農業用施設（水路・農道・ため池 等）

(2) 支援対象経費

農家等による被災1か所あたり40万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に40万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

2 支援対象者

市町、土地改良区、町会、生産組合、農業者 等

※多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業の対象地域も活用可能

3 支援対象者の負担割合

事業費の1/4（県3/4）

※市町によって負担割合が異なることがありますので、お問い合わせください。

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、領収書等の支払関係書類

事業名：農地等手づくり復旧支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

5 津波による塩害が心配される農地を除塩したい

1 支援内容

塩害が心配される農用地の除塩作業（用水路やほ場の堆積土砂の排土や土壌改良剤撒布など）に対して支援

2 除塩作業の実施主体

市町、土地改良区

3 除塩作業にかかる農家の負担割合

0% ～ 10%（国90%）

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：除塩事業【県・国】

担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

6 農地・農業用施設の復旧とあわせ、農地集積や区画拡大したい

1 支援内容

(1) 対象施設

- ・水田、農業用水路、農道 などの農地・農業用施設

(2) 支援対象経費、条件

- ・地域内の農地集積を計画的に実施するための区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備
- ・事業費200万円以上、受益者2者以上

2 支援対象者

市町、土地改良区、農業法人

3 農家の負担割合

0% ~ 36% (国50(55)%、県14%)

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

※事業実施区域で3年以内に担い手への集積が100%となる場合等の条件満たす場合、後年度、農家負担に対して助成あり。

事業名：農村総合整備事業（条件改善型）【県】

農地耕作条件改善事業【国】

担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

7 水路等の復旧とあわせ、被災していない水路、農業用ため池の取水施設等も整備したい

1 支援内容

(1) 対象施設

- ・ 農業用水路、用水機場、農業用ため池 等

(2) 支援対象経費、条件

- ・ 農業用排水路、用水機場等の長寿命化のための整備にかかる費用
- ・ 農業用ため池の豪雨・地震等の対策をするための整備にかかる費用
- ・ 事業費200万円以上、受益者2者以上

2 支援対象者

市町、土地改良区

3 農家の負担割合

0% ~ 36% (国50(55)%, 県14%)

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：農村総合整備（条件改善型）【県】
農業水路等長寿命化防災減災事業【国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

8 被災した鳥獣被害防止柵を設置し直したい

1 支援内容

(1) 対象施設

野生鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止柵
(電気柵・ワイヤーメッシュ柵 等)

(2) 支援対象経費

侵入防止柵の資材費

※ただし支援単価には上限額があります。

2 支援対象者

地域協議会、民間団体 等

3 支援対象者の負担割合

自主施工の場合：負担なし

業者発注の場合：費用(資材費・設置費)の1/2

4 必要書類

・被災状況が確認できる写真と被災場所のわかる地図

事業名：鳥獣被害防止総合対策事業【県】
鳥獣被害防止総合対策交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

9 地域ぐるみで今年の営農に取り組みたい

1 支援内容

(1) 災害復旧活動

- ・ 農地や農業用施設を補修する際の資材費、リース代、労務費
- ・ 応急復旧のために備蓄する資材費 等

(2) 畦の草刈りや泥上げなどの保全活動

- ・ 活動に必要な資材費、労務費 等

(3) 営農再開に資する活動

- ・ 水田の水管理のための労務費 等

2 支援対象者

宝達志水町以北に所在し、担い手を中心に草刈りや水管理などの補助作業を地域の高齢者や離農した農家が担うなど、地域ぐるみで今年の営農に取り組むモデル集落

3 支援対象者の負担割合（上限額）

負担なし（取組面積に応じて100万円を上限に県が負担）

4 必要書類

作業の様子がわかる写真、領収書やレシートなどかかった経費を証明できる資料

事業名：農村地域コミュニティ再生モデル集落支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

10 既往債務の負担軽減や運転資金を借りたい

1 支援内容

(1) 既往債務の償還猶予

国から関係金融機関に対し、既往債務の償還猶予の要請を実施

(2) 経営の安定を図るために必要な運転資金

農林漁業セーフティネット資金

- ・貸付限度額：年間経営費等の全額または1,200万円
- ・償還期限 15年（据置期間3年）
- ・貸付当初5年間実質無利子（基準金利0.6～0.85 → 0%）
- ・実質無担保・無保証

※基準金利はR6.1.18時点

2 支援対象者

被災した農林漁業者

3 必要書類

被災証明書

4 問い合わせ先

農林漁業セーフティネット資金について

(株)日本政策金融公庫金沢支店

TEL：076-263-6471（代表）

事業名：能登半島地震被害対策資金
担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

11 収入保険・農業共済の支払金が早急に欲しい

1 支援内容

(1) 収入保険

収入保険の補てん金の支払いは、保険期間の終了後になるが、保険期間中であっても、地震など自然災害等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ融資を受けることが可能

(2) 農業共済

共済金の支払いには、損害評価の実施が必要になるが、現地における損害評価が実施できない場合や損害の認定時期が遅れる場合には、仮渡し金を受けとることが可能

※その他、収入保険の保険料の納付期限の延長なども措置されていますので、支援内容についての詳細は「3 問い合わせ先」までご連絡ください。

2 支援対象者

収入保険、農業共済に加入している農家

3 問い合わせ先

石川県農業共済組合

TEL : 076-239-3111

事業名：能登半島地震被害対策資金
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

12 営農を再開するまでの間、働く場がほしい

1 支援内容

地元での農業を再開するまでの間、他の農家のもとで働きたい場合、一時的な雇用先（農業研修先）を紹介

2 支援対象者

被災した農家で、一時的な雇用（研修）終了後も農業を継続することが見込まれる方

3 相談先

石川県農林水産部 農業経営戦略課

TEL：076-225-1660

事業名：被災農業者等雇用支援【県】

担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

13 被災した農家を一時的に雇用したい

1 支援内容

農家が、被災した農家を一時的に雇用して研修する場合に助成

＜雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）＞

助成額：1人当たり10万/月（年間120万円）

支援期間：最短1か月～最長2年間

留意事項：・被災農家と3ヶ月以上の雇用契約を締結する

・被災農家は研修終了後も引き続き農業を継続することが見込まれる方

2 支援対象者

被災農家を農業生産や加工販売の業務に従事させ、実践的な研修を実施できる農家

事業名：雇用就農資金【国】

担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

14 被災した農家が、従業員の雇用を維持したい

被災した農家が、従業員を休業させる場合や他の農家等へ研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援

※ 経営力の向上を図るための研修等であれば、農業以外の職種に派遣も可能

1 雇用調整助成金

被災した農家が従業員を休業させる、教育訓練を受けさせる、又は他事務所に外向させる場合、その手当・賃金の一部を助成

助成額：手当・賃金に補助率4/5を乗じた額（上限8,490円/日）

支援期間：支給限度日数300日

その他：雇用保険の適用事業主である必要

2 雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）

被災した農家が一時的に従業員を他の農家へ研修生として派遣させる場合、従業員の転居費、住居費、交通費のほか、受入法人への研修負担金（謝金）に対して助成

助成額：要した経費を助成（上限10万円/月）

支援期間：最短3ヵ月～最長2年間

※ 上記の2事業は併用できません。

事業名：雇用調整助成金・雇用就農資金【国】
担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

15 被災した農業用機械を修理・再取得したい

1 支援内容

農業用機械及び生産した農産物の加工用機械の修理・再取得

※ 再取得する機械は、原則、従前に所有していた機械と同程度の能力のもの（ただし、被災農家の複数が組織化して機械を共同利用する場合、従前より能力が高い機械も対象となることがあるため、お問い合わせください。）

○助成対象（例）

トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機、農業専用トラック 等
※新車登録から14年以内に限る

×助成対象外（例）

- ・育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等の補完的器具
- ・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

地震により農業用機械が壊れた農家

3 農家の負担割合

事業費の1/10（国5/10、県2/10、市町2/10）

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用機械）【県】
 農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）【国】
 担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

(記載例)

被災証明書 (兼申請書)

令和 6 年 2 月 15 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

住所
申請人
電話番号

下記のとおり被災したことを証明願います。

記

- (1) 被災日時 令和 6 年 1 月 1 日 16 時
- (2) 対象物件所在地 〇〇市 〇〇町 〇〇リユ-1
(被災場所)
- (3) 被災の原因 R6年度能登半島地震による
- (4) 被災の状況 3条刈 コンバイン 一部破損
- (5) 証明の必要な理由 各種手続のため

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

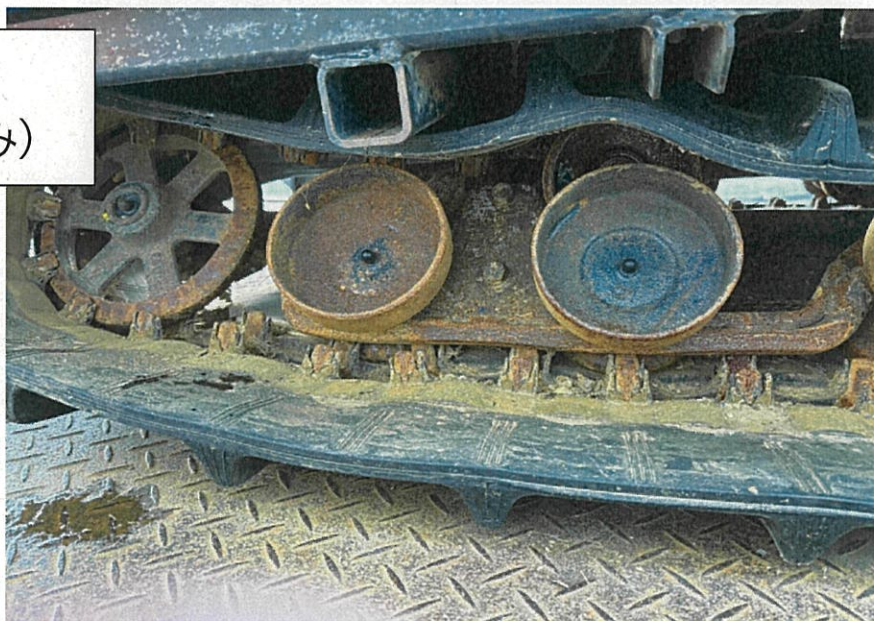
市町長名

被災状況が確認できる写真（例：3条刈コンバイン）

被害農機の全景
※型番分かるように



被害箇所
(クローラーのゆがみ)



16 被災した格納庫やハウス等を修理・再整備したい

1 支援内容

農産物の生産・加工に必要な施設の処分（解体、廃材の運搬）
及び修理・再整備

※ 建物に格納された状態で被災した農業機械の撤去費も対象

※ 必要な資材を購入して自ら修繕・再整備する場合を含む

○助成対象（例）

格納庫、農舎、農業用ハウス、加工施設 等

×助成対象外（例）

・店舗や直売所など、販売に関する施設

（店舗兼作業所の場合、店舗の部分は対象外）

・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

地震により農業用施設が壊れた農家

3 農家の負担割合

事業費の1/10※（国5/10、県2/10、市町2/10）

※ 農業用ハウス等で園芸施設共済に未加入の場合は3/10

自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用施設）【県】

農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）【国】

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

17 被災した農産加工・販売施設の修理・再整備をしたい

1 支援内容

過去に国の補助金により整備し、今回の地震により被災した農産加工・販売施設の修理や再整備

※対象となる過去の整備事業については、お問い合わせください。

2 支援対象者

中小企業者、JA 等

3 負担割合

7／10等 (国3／10等)

事業名：農業施設復旧事業（加工・販売施設）【県】

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）【国】

担当：石川県農林水産部 ブランド戦略課

18 機械・施設の復旧資金を借りたい

1 支援内容

(1) 農業近代化資金

- ・貸付限度額：個人1, 800万円、法人2億円
- ・償還期限：施設15年以内（措置期間：3～7年以内）
機械7年以内（措置期間：2年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子化（基準金利0.60～1.00% → 0%）
- ・実質無担保、無保証人
- ・貸付当初5年間の保証料の免除

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

- ・貸付限度額：個人3億円、法人10億円
- ・償還期限：25年以内（措置期間：10年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子化（基準金利0.60～1.00% → 0%）
- ・実質無担保、無保証人

(3) 農林漁業施設資金

- ・貸付限度額：負担額の100%又は1施設1, 200万円
- ・償還期限：15年以内（措置期間3年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子（基準金利1.00% → 0%）
- ・実質無担保・無保証人

※記載の基準金利はすべてR6.1.18時点

2 支援対象者

被災した農家

3 問い合わせ先

農業経営基盤強化資金、農林漁業施設資金について

(株)日本政策金融公庫金沢支店 TEL：076-263-6471
農業近代化資金は、最寄りのJA等の窓口までお問合せください。

事業名：能登半島地震被害対策資金
担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

19 水稻や園芸品目の作付けを継続したい

1 支援内容

(1) 作付けの継続に要する経費への助成

- ① 被災により自家育苗ができず購入苗に切り替えた場合の差額分
- ② 農業機械のレンタルや作業委託に係る経費（農家間の農業機械レンタル・作業委託を含む）

(2) 作付規模の拡大に要する経費への助成

- ① 農業機械のリース導入に要する経費（本体価格50万円以上の機械が対象）
- ② パイプハウス等の資材の購入に要する経費

※（1）及び（2）②は被災したほ場に係る経費が対象

（2）①のメニューについては、機械が被害を受けた場合に対象

2 支援対象者

農家

3 支援対象者の負担割合

事業費の1/3（国1/2、県1/6）

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真＋被災証明書 → JA とりまとめ予定
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：営農環境整備支援事業【県】

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援）【国】

担 当：石川県農林水産部 生産振興課

20 水稲から他の品目に作付を転換したい

1 支援内容

水稲から大豆やそば、野菜等の他品目への作付け転換に要する経費への助成

- (1) 新たに購入する種子、肥料など生産資材の経費
(作付け予定だった水稲の経費との差額分)

※ 種子・種苗費は水稲の経費の2倍が上限

- (2) パイプハウス、マルチ等資材の購入に要する経費

- (3) 転換した品目の栽培に必要な機械のリース導入に要する経費

※上記メニューについては、農地や水路等の被災により水稲の作付けが困難な場合に対象

2 支援対象者

農家

3 支援対象者の負担割合

事業費の1/3 (国1/2、県1/6)

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真+被災証明書 → JA とりまとめ予定
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

5 その他

上記のほか、国の交付金等による作付け助成を受けることが可能です。(次ページ参照)

【参考】国の交付金等による作付け助成

(1) 麦、大豆、そば等の作付けに対する助成

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

	助成金	
	面積払（円/10a）	数量払
大 麦	20,000円	3,590円~/50kg
大 豆	20,000円	8,310円~/60kg
そ ば	13,000円	15,070円~/45kg

※数量払と面積払のうち、額の大きい方が助成金額

※数量払の交付単価は品質によって変動

(2) 水田における麦、大豆、そば等の作付けに対する助成

水田活用の直接支払交付金（基幹作としての助成）

	助成金（円/10a）
大麦・大豆・飼料作物	35,000円
そば・地力増進作物	20,000円

(注) 上記のほか、品目や取組内容（二毛作、生産性向上等）に応じて、追加で助成を受けられる可能性があります。詳しくは、地域水田農業活性化協議会（市町又はJA）までお問い合わせください。

事業名：営農環境整備支援事業【県】
 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援）【国】
 担 当：石川県農林水産部 生産振興課

21 水稲から園芸品目に転換したい（産地化を図りたい）

1 支援内容

水田園芸の産地化に向けた取組に要する経費等への助成

- (1) 水田園芸の産地づくりのための計画策定に係る経費（技術実証、研修会開催、先進地視察など）
- (2) 新たに水田園芸に取り組む農家の栽培に要する経費
- (3) 水田園芸の作付面積を拡大する農家への助成

2 支援対象者

- (1) のメニュー JAまたは生産部会
- (2) (3) のメニュー (1) の産地内の農家

3 支援対象者の負担割合等

- (1) なし（定額補助 50万円以内）
- (2) 1/2（補助率 県1/2以内、補助上限15万円/10a）
- (3) なし（定額補助 1万円/10a）

4 留意事項

市町・JAとの連携のもと、計画（目標：販売額3千万円増）を策定した産地を対象に3年間支援

事業名：水田園芸推進による農業収益力向上事業【県】
担 当：石川県農林水産部 生産振興課

22 果樹の作付を継続したい

1 支援内容

果樹園の被災に伴う改植や新植などに要する経費への助成

(1) 優良品目・品種への改植や新植

品 目	助成額 (()は新植の場合)
① りんご、なし、柿、ぶどう、桃、びわ、栗、梅、すもも、キウイフルーツ、いちじく	17万円/10a (15万円/10a)
② 加工用ぶどう、りんご(おい化栽培)	33万円/10a (32万円/10a)
③ かんきつ	23万円/10a (21万円/10a)
④ 上記のいずれの場合にも該当しない品目	事業費の1/2以内

(2) 小規模な園地整備

- ・ 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備
- ・ 防霜ファン、防風ネット等の整備

(3) 未収益期間の栽培管理経費

5.5万円/10a × 4年分(最大) = 22万円/10a

※ 本事業を活用し、農家ごとに、おおむね2a以上を同一年度内に改植・新植した場合が対象

2 支援対象者

農家 (ただし、産地計画において担い手と定められた農家)

3 支援対象者の負担割合

- ・ (1) の①～③及び (3) は負担なし (全額国負担)
- ・ (1) の④及び (2) は 事業費の1/2 (国1/2)

4 留意事項

産地自らが具体的な目標を定めた「産地計画」の策定が必要

※ 「産地計画」の策定主体は、産地協議会 (農家やJA、行政等で構成) 等

事業名：持続的生産強化対策事業【国】

担 当：全国農業協同組合連合会石川県本部 米穀園芸部

23 断水に伴い育苗や防除用の上水を運搬、貯水・供給したい

1 支援内容

断水に伴う育苗・防除水の確保に要する経費への助成

- (1) 断水に伴う水稻苗の育苗や防除用の緊急的貯水・供給設備の設置費
- (2) 用水の運搬費

2 支援対象者

農家、JA

3 支援対象者の負担割合

事業費の1/3（県2/3）

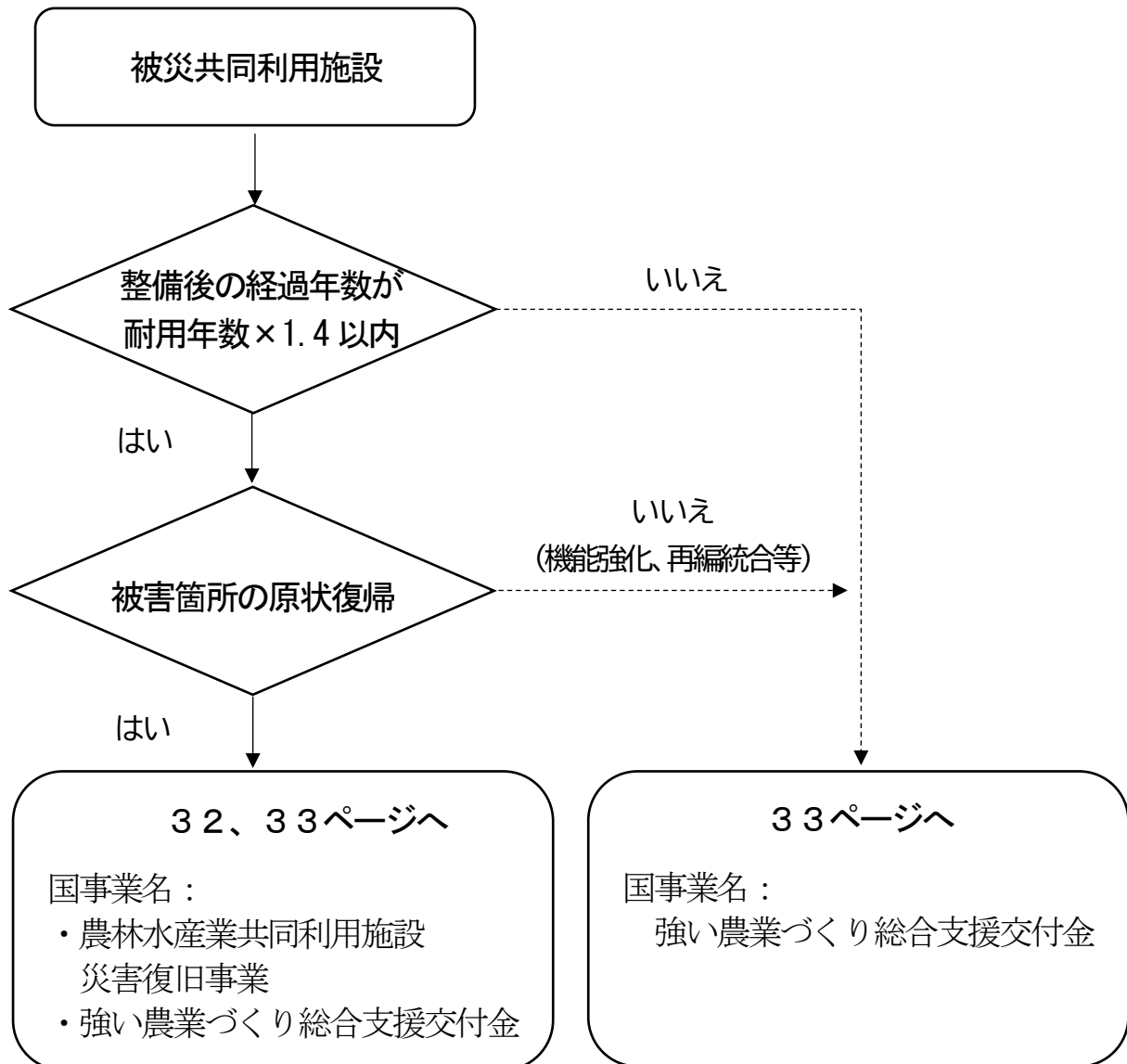
4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真+被災証明書 → JA とりまとめ予定
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：営農環境整備支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 生産振興課

24 被災した共同利用施設を修理、再整備したい ①

共同利用施設の修理・再整備に対する支援メニュー



※事業の金額、内容によっては「なりわい再建支援補助金」の活用も考えられるため、詳しくはご相談ください。

◇共同利用施設等の修理・再整備の事前着工等における留意事項◇

共同利用施設等の修理・再整備の事前着工等の際には、市町までご一報ください。また、それぞれの共同利用施設ごとに次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 被災状況が確認できる写真、被災証明書
- (2) 見積書や領収書等の支払関係書類

24 被災した共同利用施設を修理、再整備したい ②

1 支援内容

被災したJA等が所有する共同利用施設（ライスセンター、育苗施設等）の修理・再整備

※ 助成対象

JA等が所有する共同利用施設で、整備後の経過年数が耐用年数の1.4倍以内の災害復旧事業

2 事業実施主体

JA、農事組合法人、地方公共団体

3 事業実施主体の負担割合

区分		採択基準	補助率等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域 [※]	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

※告示地域は令和7年3月に告示予定。

4 必要書類

被災状況が確認できる写真

事業名：農業施設復旧事業（農業共同利用施設）【県】
 農林水産業共同利用施設災害復旧事業【国】
 担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

24 被災した共同利用施設を修理、再整備したい ③

1 支援内容

被災したJA等が所有する共同利用施設の修理・再整備

※ 再整備を機に、施設の機能強化、再編統合することも可能

2 対象施設

育苗センター、ライスセンター等の共同利用施設

(倉庫、格納庫を除く)

3 実施主体

JA、農事組合法人

その他農業者の組織する団体等（受益農業従事者5名以上）

4 実施主体の負担割合

事業費の3/10（国5/10、県1/10、市町1/10）

5 必要書類

被災状況が確認できる写真、被災証明書

事業名：農業施設復旧事業（農業共同利用施設）【県】
強い農業づくり交付金（被災産地施設支援）【国】
担 当：石川県農林水産部 生産振興課

25 他のJAで育苗した苗を被災地へ輸送したい

1 支援内容

周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送経費への助成

2 支援対象者

JA

3 支援対象者の負担割合

負担なし（補助上限9,000円/t）

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真+被災証明書 → JA とりまとめ予定
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：営農環境整備支援事業【県】

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援）【国】

担 当：石川県農林水産部 生産振興課

26 土地改良施設整備時の償還金利息を軽減したい

1 支援内容

地震により被災した農用地や土地改良施設が被災復旧事業の適用を受けた場合、その受益地に係る災害年度の土地改良事業等の農家負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成

2 実施主体

土地改良区、市町

事業名：農家負担金軽減支援対策事業【国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

27 被災した土地改良区の業務運営体制の再構築を図りたい

1 支援内容

地震により被災した土地改良区の組合員名簿や土地原簿、賦課金台帳等、破損した書類の復旧整備や事務機器の復旧、賦課金システムの再構築にかかる費用への助成

2 実施主体

被災し、業務運営に支障が生じている土地改良区

事業名：土地改良区体制強化事業
(特定被災土地改良区復興支援対策)【国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

28 なりわい再建支援補助金

1 支援内容

施設・設備、機械、店舗などの復旧費用等

- (1) 資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地・排土費等を含む
- (2) 車両やパソコンなど業務以外にも利用する可能性がある機械等は対象外
- (3) 原則、従前の施設・機械と同程度の能力までの修繕・再取得が対象
ただし、
 - ① 新分野事業に取り組む場合、施設・機械の能力増強が可能
※ その場合、補助上限は原状回復に要する経費に補助率を乗じた額まで
 - ② 修繕が困難な場合等は、建物の建替・移転、機械の入替が可能
(詳しくは、お問い合わせください。)

2 支援対象者

中小企業者（個人事業主も対象）等

3 支援対象者の負担割合

中小企業者 1／4、中小企業者以外 1／2（上限15億円）

※ 過去数年以内に被災し、かつ復興途上である等の要件を満たす場合、5億円まで定額補助（詳細は2月下旬頃、決定）

4 留意事項

- ・ 補助を受ける施設・機械について保険・共済への加入が必要
※ 小規模企業者は保険・共済加入に変わる取組での代替も可能
- ・ 被災状況が確認できる写真、被災証明書が必要
- ・ 令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類が必要

5 問い合わせ先

なりわい補助金相談窓口 TEL：0570-076-225

事業名：なりわい再建支援補助金【国】
担 当：石川県商工労働部 経営支援課